

公 告

下記により入札を実施するので、「入札(見積)及び契約心得」を同意のうえ参加すること。

記

- 1 入札に付する事項 「定期健康診断以下7点」
- 2 入札方式 一般競争入札
- 3 入札日時 令和 8 年 5 月 15 日(金) 10時00分
※1 入札日の前日17:00までに到着した郵便(原則、書留等)による入札を有効とします。
(郵送後、会計隊へ連絡すること。)
※2 郵便による入札の場合は、再入札は辞退と見なします。
- 4 入札場所 航空自衛隊千歳基地 100ビル庁舎 会計隊入札室
- 5 契約方法 単価契約(総額決定)
- 6 契約条項を示す場所 航空自衛隊第2航空団 会計隊事務室
- 7 参加条件 (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
(2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
(5) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた北海道地域の競争参加資格を有する者
- 8 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された単価をもって決定するので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 保証金 (1) 入札保証金:免除
(2) 契約保証金:免除
(ただし、入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額(入札書に記載された単価に、各予定数量を乗じて計算した金額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5)を徴収する。)
- 10 入札の無効 第7項の参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 11 契約書等の作成 有
- 12 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約(請書)条項 委託契約条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事以外)及び保有個人情報等の安全管理等に関する特約条項
- 13 履行期間 契約締結日 ~ 令和 9 年 3 月 16 日(火)
- 14 履行場所 航空自衛隊千歳基地及び契約相手方指定場所
- 15 説明会 無
- 16 落札決定方式 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 17 その他 (1) 代理人による入札は、委任状の提出を必要とする。
(2) 入札参加者は、入札前までに防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)(写)を下記照会先へ提出すること。
ただし、当該年度に有効な防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)(写)を既に提出している場合は省略することができる。(FAXによる提出可)
(3) 本入札は、持参又は郵便入札を可とする。
(4) 本入札に関する事項については、会計隊契約班に照会又は千歳基地HPを参照すること。
(5) 要求基地 航空自衛隊千歳基地
- 18 照会先 〒066-0044
北海道千歳市平和無番地
航空自衛隊 第2航空団 会計隊 契約班
千歳基地HP: <https://www.mod.go.jp/asdf/chitose/acs/>
TEL: 0123-23-3101(内2753)
FAX: 0123-23-3382(直通)
担当: 小澤有輝

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	定期健康診断	千基LPS-M00501	
		承認	令和5年 4月 3日
		作成	令和5年 2月27日
		改正	令和8年 3月16日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	基地業務群衛生隊
ホームページ	<input type="checkbox"/> 掲載 <input type="checkbox"/> 不掲載		
<p>1 総則</p> <p>本仕様書は、航空自衛隊千歳基地が実施する定期健康診断について規定する。</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>2.1 役務の内容</p> <p>別紙“定期健康診断実施項目”のとおり。</p> <p>2.2 履行期間</p> <p>契約締結日から当該年度3月16日までとする。ただし、航空自衛隊千歳基地内で実施する健診は当該年度12月末まで、初回履行は、当該年度6月末までとする。</p> <p>2.3 履行場所</p> <p>航空自衛隊千歳基地及び契約相手方指定場所</p> <p>2.4 健診結果</p> <p>結果の報告は、1ヶ月以内に書面形式もしくはPDFによる受検結果（個人用）を所属毎に取りまとめて（データ）送付及び全受検者の結果一覧並びにCSV形式の全受検者一覧データを提出するものとする。</p> <p>ただし、緊急に精密検査等を要する所見がある場合は、直ちに官側へ連絡するものとする。</p> <p>2.5 実施要領</p> <p>契約相手方は、一回の検診で別紙第1に示す全ての項目を実施するものとする。また、検診項目の対象については、別紙第2のとおりとする。身体計測においてBMI25以上又は腹囲が、男性85cm、女性90cm以上の者は年齢に関わらず循環器検診及び肝臓検診の対象とする。</p> <p>2.6 特記事項</p> <p>a) 健診に必要な人員、器材及び試薬等は契約相手方が用意するものとする。</p> <p>b) 採血は契約側が必要とする分に加え、官側が別に示す対象者に生化学1本（官側準備）を合わせて行い、衛生隊に提出するものとする。</p> <p>c) 計測等は看護師及び診療放射線技師等の医療資格保有者が行い、診察及び読影等は医師が行うものとする。</p> <p>d) 役務によって発生した医療廃棄物は契約相手方が廃棄するものとする。</p> <p>3 検査</p> <p>a) 本役務の検査は、仕様書に基づき官側が指定した検査官が行う。</p> <p>b) 本役務は、契約相手方から提出される検査結果報告書の確認をもって完了する。</p>			

4 その他の指示

- 4.1 契約相手方は、千歳基地で定めた規則を遵守しなければならない。
- 4.2 契約相手方は、役務履行に必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は官側の指示に従うものとする。
- 4.3 契約相手方は、個人情報の漏洩防止に努め、適切な措置をとるものとする。
- 4.4 契約相手方は、女性が受験する検診（定期健康診断）については、女性スタッフ（医師、受付を除く）が対応する。
- 4.5 契約相手方は、実施した役務内容に不具合が発生した場合、その旨を官側に通知するものとする。
- 4.6 本仕様書に疑義が生じた場合、官側と協議するものとする。

定期健康診断実施項目

No	件名	実施項目
1	問診 (全隊員)	各健診項目について、問診及び理学的検査
2	一般検診 (全隊員)	検尿試験紙法で実施尿検査 (尿糖、尿蛋白及び尿潜血)
3	身体計測 (全隊員)	(1) 身長、体重、腹囲(へその位置)及びBMI (2) 遠距離視力検査 裸眼又は眼鏡等で計測
4	循環器及び肝臓検診 (20、25、30歳及び35歳以上並びにBMI25以上の隊員)	(1) 血圧(上腕部を座位で測定) (2) 心電図(12誘導) (3) 血清生化学(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、尿酸、尿素窒素、クレアチニン、AST、ALT、γ-GTP及び血糖) (4) 血算(白血球数、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値及び血小板数)
5	性病検査 (全隊員)	血清RPR定性法
6	血液型検査 (全隊員)	ABO式オモテ、ウラ試験及びRh(D)式
7	結核検診 (全隊員)	胸部X線撮影、読影を含む。
8	大腸がん検診 (40歳以上)	便潜血ラテックス凝集法等で、2日(2回)法とする。
9	肺がん検診 (45歳以上で問診票等で該当する者)	喀痰細胞診
10	胃がん検診 (50歳以上)	(1) 胃部X線(胃透視)とし、読影を含む。 (2) 1名あたり7枚以上を基本とする。 (3) 検診車による検診とする。(基準) (4) 被検者対応を実施するスタッフは、すべて女性とする。(検診車ドライバーは、除く)
11	子宮頸がん検診 (20歳以上の女性隊員)	(1) 子宮頸部細胞診(問診、視診、内診及び細胞診) (2) 検診車による検診とする。(基準) (3) 被検者対応を実施するスタッフは、すべて女性とする。(医師及び検診車ドライバーは、除く)

定期健康診断実施項目

検診項目	34歳以下 (20、25、30歳を 除く)	20、25、30歳及び35歳 以上39歳以下	40歳以上	50歳以上
問診	○	○	○	○
一般検診	○	○	○	○
身体計測	○	○	○	○
循環器検診 及び肝臓検診	※1	○	○	○
性病検査	○	○	○	○
血液型	※2	※2	※2	※2
結核検診	○	○	○	○
大腸がん検診			○	○
肺がん検診			※3	※3
胃がん検診				○
子宮頸がん 検診	※4			

※1 身体計測においてBMI 12.5以上または腹囲が85cm、女性90cm以上の者は年齢に関わらず循環器検診及び肝臓検診の対象とする。

※2 必要に応じ実施するものとする。

※3 問診の結果(1日の喫煙本数)×(喫煙年数)が600を超えた年度から継続して行う。

※4 20歳以上の女性を検診する。

